

社援保発0327第1号
令和2年3月27日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について

今般、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第44号)による改正社会福祉法及び生活保護法の一部が施行され、無料低額宿泊所について設備及び運営に関する基準に関する条例の制定等の見直しが行われるとともに、生活保護受給者の日常生活上の支援を「日常生活支援住居施設」に委託する仕組みが創設されたところである。

それに伴い、この度、下記のとおり無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について必要な事項を定めたので、了知の上、適切な保護の実施に努められたい。

また、本通知のうち第3の1(3)ウについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。

記

第1 趣旨

無料低額宿泊所においては、これまで、主に現に住居がない生計困難者の住まいの場として活用されてきた。ホームレスなど現に住居がない方への生活保護の適用に当たっては、「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、その基本的な取扱いを定めているところである。

当該通知においては、「要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況及び居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)の確認によって、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意」し、居宅生活を送ることが可能と認められる場合には、居宅の確保を図った上で居宅において生活保護を適用する一方で、「直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行う」こととしている。

この基本的な考え方は、特段変更するものではなく、引き続き、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設については、直ちに単独では居宅生活を送ることが困難な者が、それぞれの施設において提供される支援を受けながら生活する居住の場として活用されるものである。

本通知においては、これまでの基本的な取扱いを基礎として、被保護者が無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設を利用する場合の取扱いを整理したものである。

第2 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の主たる利用対象者像

第1のとおりに、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設ともに、直ちに単独では居宅生活を送ることが困難な者が利用する施設であるが、それぞれの主たる利用対象者像は次のとおりである。

(1) 無料低額宿泊所

無料低額宿泊所は、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設として、主に、ホームレスなど現に安定した居所が確保されていない者であって、直ちに居宅での生活を送ることが困難な者が、居宅生活へ移行するまでの間の居所の場として利用されるものである。

無料低額宿泊所においては、居室等の提供にあわせて、入居者の希望等に応じて、食事の提供など日常生活上の便宜を供与するとともに、必要な状況把握を行うことにより、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになるものである。

(2) 日常生活支援住居施設

日常生活支援住居施設については、無料低額宿泊所のうち、被保護者に対する日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設である。日常生活支援住居施設は、日常生活又は社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単独では居宅での生活が困難な状態である者を入所させ、その生活課題に関する相談、入所者の状況に応じた家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、日常生活における金銭管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連携調整を行うことにより、その者の状態に応じた自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用されるものである。

なお、日常生活支援住居施設において提供される支援と、無料低額宿泊所において提供される支援について、別添1のとおりに整理したので参考にされたい。

第3 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における保護の適用

1 新規相談申請から無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における保護の適用までの基本的流れ

(1) 保護の相談・申請時における対応

ア 本人の状況等の把握

住居のない者から生活保護の相談及び申請があった場合においては、保護の受給要件を確認するための資産や収入等の状況把握に加え、居宅生活の可能性及

び日常生活上の支援等の必要性を判断するため、面接相談時の細かなヒアリングによって、可能な範囲で以下の事項について状況把握を行うこと。

- ・ 要保護者の生育歴、生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等
- ・ 住居喪失等に至った要因やその背景
- ・ 居宅生活を営む上で必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション)に関する本人の能力や本人の抱える課題
- ・ その他、住民票や戸籍等の状況、負債の有無、家族等の有無やその関係、生活用品や携帯電話等の有無など、居宅の確保や日常生活を営むことができるか検討する上で参考となる事項

イ 居宅生活の可否の検討

第3の1(1)アによって把握した状況を踏まえて、居宅生活を営むことができるか否か、日常生活上の支援の必要性があるか否かについて検討すること。

この場合、居宅生活を営むことができるか否かの検討にあたっては、生活扶助の適用は居宅において行うことが原則であることを踏まえつつ、居宅生活を営む上で必要な基本的な項目について自己の能力でできるか否か、自己の能力でできない場合にあっては、介護保険サービス、障害者福祉サービスその他の保健医療福祉施策、家族や知人等による支援の有無など利用可能な社会資源の活用を含めて可能か否かについて検討を行うものであること。

ウ 直ちに居宅生活が困難な者への支援方法等の検討

第3の1(1)ア及びイによって、直ちに居宅生活を営むことが困難と認められる場合については、その者の状況や当該地域における社会資源の状況等に応じて、保護施設、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設等のほか、養護老人ホーム、障害者福祉施設等の他法の施設等の利用の可否等について検討を行うこと。

この場合、身体上又は精神上の著しい障害がある場合や、身体上又は精神上的理由により養護及び生活指導が必要な場合など、救護施設や更生施設での支援が適当な場合については保護施設への入所を検討するほか、高齢者で養護が必要な場合には養護老人ホーム、その他、障害者福祉施設、婦人保護施設、母子生活支援施設など他法の施設の入所対象になる場合には、各施設の担当者等とも連携の上、他法施設への入所を検討すること。

直ちに居宅生活を営むことが困難と認められる場合であって、社会福祉施設等の入所対象にはならない場合(直ちに社会福祉施設等に入所することが困難な場合等も含む)については、無料低額宿泊所又は日常生活支援住居施設の利用について検討すること。

このうち、無料低額宿泊所については、日常生活を営む上での基本的な項目については特段の問題は見受けられないが、過去の借金や身分保証等の課題がありアパート等の住宅を確保するまでに準備等が必要な場合や、日常生活を営む上での基本的な項目について若干の課題があり、安定した日常生活を営むために日々の状況確認や見守り等が必要な場合について利用を検討すること。

日常生活支援住居施設については、日常生活を営む上での基本的な項目に

ついて一定の課題があり、安定した日常生活を営むために、その日常生活上の課題に関する日々の助言や相談等の支援、家事等に関する支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理の支援、社会との交流その他の支援及び関係機関との連携調整等の支援を必要とする場合について利用を検討すること。

また、これらの入所先を検討するにあたっては、別紙2に添付した本人の状態像の例も参考にして検討を行われないこと。

エ 本人の意向の聴取

上記アの本人の状況把握のためのヒアリングとあわせて、居住の場や必要な日常生活上の支援等に関して、本人の意向や希望を聴取すること。

(2) 保護の適用方法の方針決定等

住居のない者への生活扶助の適用について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条の規定に基づき、生活扶助は居宅又は施設等において行う必要があることから、生活保護の決定に際して、要保護者が適切な居住の場を確保できるよう支援を行うこと。

この生活保護の適用方法の決定に当たっては、第3の1(1)によって把握した本人の状況や活用可能な社会資源、本人の意向等を総合的に勘案し、ケース診断会議等により検討を行うこと。

また、当該方針については、要保護者本人に対して、要保護者自身の状況、活用可能な社会資源の状況、今後の支援方針等について十分に説明を行った上で、居住の場の確保など必要な支援を行うこと。

(3) 居住の場等の確保に関する支援

ア 居宅生活が可能と認められた者又は社会福祉施設への入所が適当な者

居宅生活が可能と認められた者に対しては、住宅の確保について必要な相談支援等を行うとともに、必要に応じて、住宅扶助による敷金等の支給の他、必要な支援を行うこと。

保護施設への入所が適当な場合については、施設側との調整等を行い、入所措置を行うこと。

また、養護老人ホーム等の他法の施設への入所が適当な場合については、各施設担当者と情報共有及び協議の上、入所措置の手続を依頼すること。

イ 無料低額宿泊所への入居

無料低額宿泊所は、入居者と事業者との契約に基づいて利用されるものであることから、その入居については要保護者本人が選択して決定するものである。

福祉事務所においては、要保護者本人の選択に資するよう、無料低額宿泊所以外の選択しうる施設等がある場合や、無料低額宿泊所が複数ある場合には、それぞれの事業所等について情報提供を行うこと。

なお、上記の情報提供の内容としては、事業所等の所在地、居室や設備の状況、食事提供の有無、利用料の目安などが考えられるため、当該情報について一覧等で整理しておくことが望ましいものであること。

その上で、要保護者が無料低額宿泊所の利用を希望する場合には、施設との連絡調整などの必要な支援を行うこと。

また、無料低額宿泊所においては、入居申込者に対して運営規程の概要、サービスの内容や費用等の重要事項を説明し、入居申込者の同意を得た上で契約を行うことが義務付けられていることから、上記の連絡調整を行う際には、改めて事業所側に対して懇切丁寧な説明を求めるとともに、要保護者には契約手続前に意思を確認するなど、適切な契約手続が行われるよう留意すること。

ウ 日常生活支援住居施設の利用及び日常生活上の支援の委託

日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち一定の要件を満たすものであり、その居室等の利用や、食事提供等のサービス利用については、無料低額宿泊所と同様に、入所者と施設との契約に基づいて利用されるものである。

その上で、日常生活支援住居施設については、日常生活上の支援が必要な者が利用する施設であることから、福祉事務所においては、無料低額宿泊所と同様に要保護者と施設との契約等に関する支援を行うとともに、あわせて、福祉事務所と施設との間で日常生活上の支援の委託手続を行うものであること。

(ア) 日常生活支援住居施設の利用に関する支援

福祉事務所においては、要保護者の状況等から日常生活上の支援が必要と認められる場合には、利用可能な日常生活支援住居施設について情報提供を行った上で、無料低額宿泊所の場合と同様に、要保護者の希望に基づいて、施設利用のための連絡調整等を行うこと。

(イ) 日常生活支援の委託

福祉事務所は、上記の連絡調整とあわせて、日常生活支援住居施設に対して次のとおり日常生活支援の委託手続を行うこと。

- ① 福祉事務所長は、生活保護法第30条第1項の規程により、被保護者が入所を希望する日常生活支援住居施設に日常生活上の支援を委託するときは、その施設の管理者に対して、様式1の「日常生活支援の委託について(依頼)」を発行し、依頼する。
- ② 依頼を受けた日常生活支援住居施設の管理者は、福祉事務所長に対して様式2の「日常生活支援の委託について(回答)」により当該委託依頼に関する受託の可否について返信を行う。

2 緊急的・臨時的な居所の確保等

第3の1に記載した、生活保護の相談・申請からその者に応じた居住先の確保までの期間において、直ちに居宅を確保することが困難な場合や、居宅生活が可能かどうか判断できない場合においては、緊急的・臨時的な居所を確保する必要がある。

その場合は、保護施設、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設のほか、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく一時生活支援事業のホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター)又はホームレス自立支援センター、簡易宿泊所その他民間の宿泊施設などを紹介するなど、居所の確保に関する支援を行うこと。

なお、これにより保護施設又は日常生活支援住居施設に入所した場合は、当該入所者についても保護施設事務費又は日常生活支援委託事務費の算定対象になるほか、民間の宿泊施設等の宿泊料等についても、「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善について」(平成21年10月30日社援保発1030第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)で示したとおり、住宅扶助費の範囲内で支給して差し支えないものであること。

また、緊急的・臨時的に居所を確保した場合、概ね1か月を目途に本人の状況の把握等や居宅生活の可能性等の検討、本人の意向の聴取等を進め、速やかに、その者の状態等に応じた適切な居住の場の確保に向けた支援を行うこと。

3 無料低額宿泊所の入居者等からの保護申請

無料低額宿泊所に既に入居している者からの保護申請に当たっても、第3の1の手続と同様に、本人の状況把握や居宅生活の可否を検討するものであること。検討の結果、居宅生活が可能と判断される場合には、居宅の確保等の支援を行うものであること。

また、日常生活支援住居施設については、入所対象者を「日常生活支援が必要と福祉事務所が判断した者」としており、入所を希望する要保護者から施設に直接施設に申込みがあった場合には、原則として入所前に福祉事務所に連絡し、その入所の可否について判断を求めることとしている。当該、連絡を受けた福祉事務所においては、第3の1の手続と同様に、本人の状況把握や居宅生活の可否を検討すること。

なお、当該検討等に要する期間については、第3の2の取扱いに準じて、無料低額宿泊所又は日常生活支援住居施設を緊急的・臨時的な居所として活用して差し支えないものであること。

4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の利用者への支援

(1) 無料低額宿泊所の入居者に対する支援

無料低額宿泊所については、これまでも、現に住居がない生計困難者に一時的な居住の場を提供するものとして位置づけられてきたところであり、「無料低額泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令第34号(以下、「基準省令」という。))においても「基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、(略)入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握」し、「独立して日常生活を営むことができると認められる者について(略)円滑な退居のために必要な援助を行う」旨を規定している。

そのため、無料低額宿泊所に入居する被保護者に対して、その状況に応じて必要な訪問調査を行い、その者の状況や意向の把握に努めるとともに、居宅生活への移行に向けた支援を行うこと。

また、基準省令において、無料低額宿泊所の利用に関する契約期間については、1年以内に限定し、契約期間の終了前には、契約の更新について入居者の意向を確認するとともに、継続利用の必要性があるか関係機関で協議を行うこととしている

ことから、少なくとも年1回は居宅移行の可能性について検討し、当該検討結果については福祉事務所の援助方針にも反映させた上で、必要な支援を行うこと。

(2) 日常生活支援住居施設の入所者に対する支援

日常生活支援住居施設については、日常生活支援が必要な者が利用する施設であるが、その支援については「可能な限り居宅生活への復帰を念頭において」行われるものとしており、入所の契約期間等についても無料低額宿泊所と同様に、1年以内に限定し、契約期間終了前に継続利用の必要性を検討することとしている。

したがって、日常生活支援住居施設の入所者のうち、居宅生活への移行が可能な者に対しては、無料低額宿泊所の入居者と同様に居宅移行に向けた支援を行うものであること。

また、日常生活支援住居施設については、入所者毎に個別支援計画を作成し、当該計画に基づいて必要な支援を行うこととしている。また、この計画の作成に当たっては、その内容について福祉事務所と協議して作成することとしている。個別支援計画については、6か月に1回は見直しを行うこととしていることから、定期的な訪問調査活動にあわせて、日常生活支援住居施設での支援内容について、必要な協議を行うこと。

第3 無料低額宿泊所における留意事項

(1) 無届けの無料低額宿泊所への対応について

福祉事務所は、無料低額宿泊所の事業の範囲に該当しているが、無料低額宿泊所としての届出を行っていない事業所を把握したときは、都道府県・指定都市本庁、中核市本庁(以下「都道府県等」という。)にその旨を連絡し、都道府県等は、当該事業者に対して届出の勧奨を行うこと。

また、福祉事務所は、無料低額宿泊所の届出を忌避している事業所について、被保護者への紹介は行わないこととし、現に当該事業所に入居している被保護者については、転居等の支援を行うこと。

なお、上記の取扱いについては、現に基準省令第11条に規定する「サテライト型住居」に準じた事業を実施しており、令和4年4月までに届出を予定している事業所はこの限りではないこと。

(2) 多人数居室及びいわゆる簡易個室等の対応について

多人数居室や居室間の間仕切壁が天井まで達していないいわゆる「簡易個室」については、令和5年3月末までにその解消を図ることとしている。

これらの居室について期限までの解消が円滑に図られるよう、福祉事務所は、他に利用可能な施設等が全く無い場合を除き、原則として被保護者に対して新規の入居先として紹介を行わないこと。また既にこれらの居室に入居している被保護者に対しては、転居先等を紹介するなど、転居に向けた支援を行うこと。

また、基準省令附則第3条に該当する事業所において、改善計画が提出されない又は改善計画に沿った改善が図られないことにより、都道府県から改善命令が行われた事業所についても、上記と同様の取扱いとすること。

第 号
令和 年 月 日

日常生活支援住居施設
〇〇〇〇〇〇〇〇施設長 様

〇〇〇福祉事務所長 印

日常生活支援の委託について（依頼）

次の者については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により貴施設に入所させ日常生活支援の実施を委託したいので、折り返し、回答願います。

(フリガナ)	
被（要）保護者氏名	年 月 日生
(世帯主 ・ 世帯主以外)	(重点的要支援者に 該当 ・ 非該当)
摘要	

注意 本依頼書により施設が委託の依頼を受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒むことはできません。

備考
上の者を含め同じ居室に入居する同一世帯の人数 名

問い合わせ先
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
電話 ファックス
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第 号
令和 年 月 日

〇〇〇福祉事務所長 様

施設所在地 _____
 施設名 _____
 施設長 _____ 印

日常生活支援の委託について（回答）

令和 年 月 日付け 第 号により依頼のあった次の者については、

支援を受託しました
支援を受託できませんでした

ことを回答いたします。

被（要）保護者氏名				
入所日	令和	年	月	日
支援の委託開始日	令和	年	月	日
支援を受託できなかった場合、その理由				
備考				
・ 上の者を含め同じ居室に入居する同一世帯の人数 名				

問い合せ先

日常生活支援住居施設 ○○○○○

電話 ファックス

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

別添 1 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における支援

○ 無料低額宿泊所において提供される支援については、本人又は家族が行う日常生活上の行為を代替する機能を持ったものとして、日常生活支援住居施設において提供される支援については、左欄の支援に加えて、個々の入所者が抱える課題に対する専門的・個別的支援を提供する機能を持ったものとして整理される。

※ 無料低額宿泊所において、右欄の支援が提供されること自体を妨げるものではないが、日常生活支援住居施設として委託事務費の交付を受けるためには、人員体制の整備等を行って都道府県知事の認定を受けた上で、福祉事務所から委託された被保護者に対して、個別支援計画に基づいて右欄の支援を行う必要がある。

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人（家族）代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行（病状・治療内容の理解等の支援）
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭（自己）管理支援
社会生活 等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

別添２ 本人の状態像の例

- 下表については、要保護者に生活保護を適用する場合において、適切な居住の場及び必要な日常生活上の支援を提供するための目安として、要保護者本人の状態像の例を示したものである。日常生活支援住居施設へ日常生活支援の委託を行う対象者については、概ね下表のうち、「本人の状態に応じた生活支援」及び「状況確認・必要に応じた相談助言」の欄に該当する場合が想定される。
- ただし、当該本人の状態像の例については、あくまでも委託対象とする者の選定の目安であることから、当該欄に該当する数等で委託の可否を決定するものではなく、また、下表欄の支援が必要な状態であっても、他の福祉サービス等の活用により居宅生活が可能と判断される場合には居宅による保護が優先されるものであることに留意が必要である。

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
金銭管理	収入等に応じた計画的な消費ができるか。	金銭の価値や、使用方法など基本的な理解が不足している。	家計管理について意識がほとんど無く、公共料金を滞納したり、数日間で浪費してしまう。	家計管理について意識が乏しく、月の途中で生活費を使い果たしてしまうことが度々ある。	家計管理について一定の意識はあるが、月末に生活費が足らなくなることが時々ある。	残金等を意識して買い物等ができる。
健康管理・衛生管理	疾病等がある場合、必要な服薬や通院ができているか。	病識等がなく、治療の必要性について理解していない。	服薬等の治療の必要性について意識が乏しい。	服薬を忘れたり、一度に服薬してしまうことが度々ある。	治療の必要性は理解しているが、服薬を忘れてしまう場合が時々ある。	特段の疾病はない又は服薬等は自己管理できている。
	アルコール等への依存があるか。	依存症の認識等がなく、問題行動等を繰り返す。	依存症の認識はあるが断酒等の対処ができていない。	断酒等の意思はあるが、飲酒してしまうことが時々ある。	依存症又は依存傾向はあるが、断酒等が自己管理ができている。	依存症の傾向は見られない。
	入浴や着替えなどの衛生管理ができるか。	入浴や着替えについて介助等が必要。	衛生管理の意識がほとんど無く、入浴等について繰り返し声かけが必要。	衛生管理の意識に乏しく何日間も入浴しないことが度々ある。	衛生上の問題が生じるほどではないが、入浴等を怠ったりする傾向がある。	特段の問題は見受けられない。

項目	視点	生活全般に渡る支援	本人者の状態に応じた生活支援	状況確認・必要に応じた相談助言	定期的な確認・見守り等の支援	日常生活自立
炊事洗濯等	食事の支度が自分自身でできるか。	食事行為そのものについて介助等が必要。	自分自身では食事の支度等が困難。	市販品の購入はできるが、食事の内容等に問題等がみられる。	総菜等を購入したり、電子レンジを使うことができる。	自分自身で調理等ができる。
	掃除・洗濯が自分自身でできるか。	掃除・洗濯等が自分自身ではできない。	具体的な指示や部分的な支援があればできる。	掃除・洗濯が適切に行われないなど、声かけが必要な場合がある。	基本的には自立しているが、ゴミ捨ての状況など確認が必要な場合がある。	自分自身で掃除や洗濯ができる。
安全管理	火気等の管理など安全管理ができるか。	火気などの危険性に関する理解や認識が不足している。	火気の手配の制限など、一定の管理が必要。	機器等の使用ルールの徹底など、一定の管理が必要。	能力等の低下等、予防的観点からの注意が必要。	特段の問題は見受けられない。
理解・コミュニケーション	生活する上での決まりごとなど理解したり、問題解決ができるか。	理解能力に不足があり、生活を送る上で、常に声かけや具体的な指示が必要。	理解能力に不足がみられ、声かけや具体的な指示が必要な場合がある。	十分な理解能力があるとは言えないが、繰り返し説明をすれば理解が可能。	日常生活上は特段の問題はないが、各種手続きなど複雑な事項については支援等が必要。	理解能力は問題なく、不明な点などは、自分から質問もできる。
	周りの者とのコミュニケーションが適切に図れるか。	他者とのコミュニケーションを図ることが困難。	コミュニケーション能力に難あり、孤立したり、問題となる行動をとってしまう恐れがある。	他者の感情等の理解や自分自身の意思伝達が苦手なため、対人トラブルを生じることがある。	コミュニケーション能力に一定の課題等が見受けられ、トラブル等抱えていないか定期的な確認が必要。	生活を送る上での大きな支障は見受けられない。